| | |
|---|---|
| | 数地点における電界強度を測定し、その測定値と測定地点における理論上の電界強度をそれぞれ比較し、記載する。<br>テレビジョン放送を行う地上基幹放送局における映像の空中線電力の測定については、黒レベル変調時における値とする。 |
| 6　隣接チャネル漏えい電力 | ア　原則として全ての周波数ごとに、その値を測定する。<br>ただし、同一周波数帯内で複数の周波数の指定を受けている無線設備にあっては、周波数帯ごとに最低、最高、その中間等の周波数を選定して測定できる。<br>イ　測定に当たっては、設備規則で規定する設備ごとの帯域内に輻射される電力の比を測定する。 |
| 7　変調特性 | 指定を受けた周波数帯における電波の型式ごとに、任意の１周波数を選定し、当該無線設備の変調周波数又は変調度を設備規則に規定する条件に従って測定する。<br>なお、航空局、航空機局、海岸局及び船舶局の無線設備であって、主搬送波の型式が振幅変調のものにあっては、変調度を測定する。 |
| 8　送信パルス特性 | ア　ＡＴＣトランスポンダ、設備規則第45条の12の６第４号に掲げる無線設備、機上ＤＭＥ及び機上タカンにあっては、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定するパルス幅、立ち上がり時間、立ち下がり時間及びパルス間隔（それぞれ時間）を測定する。<br>イ　ＡＣＡＳ－Ⅰ及びＡＣＡＳ－Ⅱにあっては、設備規則に規定するパルス幅、立ち上がり時間、立ち下がり時間（それぞれ時間）を測定する。<br>ウ　航空機用気象レーダーにあっては、設備規則に規定するパルス幅（時間）を測定する。 |
| 9　スイープレート | Ａ３Ｘ電波121.5MHz及び243MHzを使用する航空機用救命無線機については、設備規則に規定する条件にしたがって、変調周波数の変化（高い方から低い方への変化を１走査とする。）を１秒間測定する。 |
| 10　伝送速度 | 設備規則に規定する１秒間当たりのビット数を測定する。 |
| 11　無変調送信時間 | 設備規則に規定する同期信号が発射されるまでに要する時間を測定する。 |
| 12　固体識別コード又は識別信号 | 設備規則に規定する条件に従って送信信号のうち、27ビットから85ビット目までの59ビットを解読し、申請書類の写しと確認する。 |
| 13　受信感度 | 次に掲げる無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。<br>ア　ＨＦ及びＶＨＦ通信装置（航空局及び航空機局に限る。）、ＡＴＣトランスポンダ、機上ＤＭＥ並びにＡＣＡＳ－Ⅰ及びＡＣＡＳ－Ⅱ<br>イ　捜索救助用レーダートランスポンダ<br>ウ　無線航行陸上局の無線設備 |
| 14　距離誤差及び方位誤差 | ア　機上ＤＭＥ及び機上タカンにあっては、任意の１周波数を選定し、擬似応答信号発生装置の応答遅延時間に対応する距離と指示距離との距離誤差を測定する。<br>イ　機上タカンにあっては、任意の１周波数を選定し、擬似応答信号発生装置の可変方位信号に対応する方位と指示方位との方位誤差を測定する。 |
| 15　高度誤差及び進入限界高度表示誤差 | 低高度用電波高度計にあっては、低周波発振器等により任意の高度に対応した等価高度信号を加えたときの高度（基準電圧又は基準周波数に換算した場合は、その値とする。）と表示高度（出力電圧又は出力周波数に換算した値とする。）との高度誤差を測定する。<br>また、進入限界高度表示誤差については、進入限界高度の設定値以下に等価高度信号を変化させたときに、確実に動作することを確認する。 |
| 16　選択度 | 次に掲げる無線設備にあっては、受信可能な周波数のうち、任意の１周波数を選定し、設備規則に規定する条件に従って測定する。<br>ア　ＨＦ及びＶＨＦ通信装置（航空局及び航空機局に限る。）<br>イ　無線航行陸上局の無線設備 |
| 17　総合周波数特性 | ア　放送に使用する送信装置の総合周波数特性を測定する。<br>イ　測定に当たっては、設備規則の規定において放送の種別ごとに定める測定条件により、それぞれ測定する。 |
| 18　電波の強度に対する安全施設 | 平成11年郵政省告示第300号（無線設備から発射される電波の強度の算出方法及び測定方法を定める件）に定める方法により、電波の強度の値を求める。 |
| 19　比吸収率 | 平成13年総務省告示第628号（人体頭部における比吸収率の測定方法を定める件）に定める方法により、人体頭部における比吸収率を求める。 |

注１　電気的特性の点検については、できる限り擬似空中線回路を使用し、又はシールドルーム内において点検を行うこと。

注２　航空機用救命無線機、双方向無線電話、船舶航空機間双方向無線電話、衛星非常用位置指示無線標識、設備規則第45条の３の５に規定する無線設備、捜索救助用レーダートランスポンダ及び捜索救助用位置指示送信装置については、当該装置に使用する電池の有効期間も確認し、記載すること。

注３　送信装置のうち、型式検定に合格した無線機器又は法第４条第２号の適合表示無線設備（以下「適合表示無線設備」という。）については、占有周波数帯幅、スプリアス発射又は不要発射の強度、隣接チャネル漏えい電力の強度及び比吸収率の点検を省略することができる。

注４　本実施方法等によるほか、他の方法によって実施する場合は、その実施の方法及び実施の結果を記載すること。

三　総合試験

点検を実施する無線局の無線設備が正常に動作し、当該無線局の目的が達成されるかどうかを総合的に判断するため、以下により実地通信を行って、その通信の状況等を確認する。

無線設備の操作を行う場合は、当該無線局に選任された無線従事者が行うものとする。